第55回 民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第55回　民間資金等活用事業推進委員会

日　時：令和３年５月17日（月）10:00～11:44

場　所：オンライン開催

出席者：

【民間資金等活用事業推進委員会委員】

飯島（彰）委員長、柳川委員長代理、飯島（淳）委員、上村（多）委員、上村（敏）委員、北詰委員、倉斗委員、谷口委員、山口委員

【内閣府】

河野内閣府特命担当大臣、井上政策統括官（経済社会システム担当）

民間資金等活用事業推進室

松本室長（大臣官房審議官）、石田参事官、波々伯部参事官、佃企画官

議　事：（１）ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和３年改定版）（案）について

（２）多様なＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入を優先的に検討するための指針（令和３年改定版）（案）について

（３）各種ガイドライン改正（案）について

（４）事業推進部会からの報告

（５）今後の進め方について

○事務局　定刻となりましたので、ただいまから第55回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

最初に河野行政改革担当大臣より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○河野大臣　今日はお忙しい中御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

平素からPPP/PFI推進に様々な御協力をいただいていることも、改めて感謝申し上げたいと思います。

全国的に多くの自治体で人口が減少しているという現実、さらには今回のこの新型コロナウイルス感染症の影響で多くの自治体が財政的にも大変厳しい状況に置かれているのが現実でございます。

そういう中で、公的な負担をいかに抑えていくか、そして、新たなビジネスを生み出して地域を活性化していく、そういう意味でもPPP/PFI、非常に重要になってくると思います。

そんな中で、新型コロナウイルスで様々な影響が出ております。このPFI事業の中でも損害を受けている部分があります。それをどのように分担をしていくかというガイドラインをきちんとお示しをするというのは重要な国の施策だと思っておりますし、この地域の行政あるいは金融機関、なかなかPFIといってもノウハウがない、あるいは人材がいないというところの現実もある中で、いかにそういうところをサポートするか。専門家を送ったり、様々なノウハウを共有していく、どのようにやっていったらいいのかということも考えていかなければなりません。

今日は、そうしたPFIを推進するためのアクションプラン、あるいはこの新型コロナウイルスで受けた影響をどのように分担をしていくのかという各種のガイドライン、そうしたことについても御議論をいただきたいと思います。全く新しい新型コロナウイルスというものがいろいろなところに、経済・社会に影響を及ぼしているわけでございますから、これまでの考え方にとらわれることなくPPP/PFIをいかに推進することができるか、それが地域の活性化にどのようにつなげていくことができるのか、活発な御議論をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。

大臣は次の公務のためにここで退席させていただきます。

○河野大臣　よろしくお願いいたします。

（河野大臣退室）

○事務局　それでは、これより議事に入りますので、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○事務局　それでは、これより再開させていただきます。

本日は、現委員数９名のうち、全委員に御出席いただいております。定足数の過半数に

達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、議事に先立ちまして、事務局であります内閣府PPP/PFI推進室より本日の資料について御連絡させていただきます。本日の資料のうち、アクションプラン等に係る資料１－１、１－２、１－３、資料２、資料３－１、資料３－２、参考資料５及び本日の議事録につきましては、アクションプラン等の改定内容に直接関わりますので、例年どおり６月頃に予定されておりますPFI推進会議においてアクションプランの改定が了承された後の公表とさせていただきます。御承知おきください。

それでは、以後の議事につきましては飯島委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○飯島委員長　おはようございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず初めに議事（１）及び議事（２）について、事務局より資料の説明をお願いします。

○波々伯部参事官　委員の皆様、おはようございます。内閣府PFI推進室の参事官をしております、波々伯部でございます。

それでは、私から議事（１）と議事（２）につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

議事（１）の関係は資料１－１から１－５でございます。資料１－１が概要、資料１－２がアクションプランの本文の案です。１－３が前年度版からの修正版になっております。１－４と１－５は昨年のアクションプランのフォローアップに関する資料ということになっております。議事（２）の関係は資料２でございまして、優先的検討の指針の改定案ということでございます。今日は時間の都合上、資料１－１をベースに後ろのほうの資料も少し触れながら御説明をさせていただきたいと思います。

資料１－１の概要でございますけれども、まず頭にございます「１．趣旨」でございます。先ほども大臣からの挨拶の中でもございましたが、コロナ禍で国や自治体の財政事情、これは一層厳しさを増しておりますけれども、PFIは引き続きこうした中でも有効であることや、あるいはPFI推進委員会でこの１年間、コロナの中でのPFI事業への影響などを踏まえた対応策などについて検討してきた経緯を追記しております。

「２．PPP/PFI推進に当たっての考え方」でございます。コロナで空港などの分野は大変影響を受けておりますけれども、将来的なインバウンドの成長が期待される分野、それから、上下水道など生活関連分野における公共施設等運営事業の活用推進が引き続き必要であること。また、社会・経済の変化に伴って制度面のネックとなっているようなことがあれば、今後もPFIの利点が最大限発揮されるよう見直しを図っていくことが必要な旨を引き続き記載しております。

次に「３．推進のための施策」でございます。（１）が制度面での見直しということでございますけれども、今回、後の議事で御説明をさせていただきますが、新型コロナの影響への対応ですとか、あるいはこの４つ目の○になりますSPC株式等の流動化の意義などを

盛り込んだガイドラインの改正を予定しております。そうした改正したガイドラインを周知するなど、必要な取組を進めてまいりたいということでございます。３つ目の○でございますけれども、道路や学校などキャッシュフローを生み出しにくいようなインフラへのPFI導入を進めるために、包括的民間委託や、管理状況などの指標の達成度に連動して管理者から事業者へ支払いを行う指標連動方式、海外ではアベイラビリティーペイメント方式とも呼んでおりますけれども、こちらの導入について、モデル事業の実施やガイドライン等の策定を行ってまいりたいということでございます。

次に（２）でございます。こちらは議事（２）と関連いたしますけれども、資料２も併せて御覧いただきたいと思います。こちらは一定の公共施設の整備を行う際にPFIを優先的に検討することを公共団体の内部で定めております優先的検討規程につきまして、これまでは平成27年に定めたPFI導入を優先的に検討するための指針の中におきまして、人口20万人以上の団体を対象としてその策定を求めてきたところでございます。

しかし、参考資料５の５ページになりますけれども、優先的検討規程の策定・運用及びPFIの実施状況について、これまで優先的検討規程の策定を求めてきたのが、こちらの真ん中の小計より上の20万人以上の団体ということでございます。こちらは例えば一番右のPFIを実施した団体数で言いますと、65％を超えて大体３分の２の団体においてPFIが実施されているということでございますが、今後はこの下の欄、人口20万人未満の団体への普及、これがいまだ１割をようやく超えたぐらいということでございますので、こちらへの普及が課題となっているということでございます。

このため、今般、この人口20万人未満の自治体への普及を進めるために、まずは20万人未満といいましてもいろいろな規模の団体がございますけれども、この青枠で囲んでいるところ、こちらが10万人以上20万人未満の自治体でございます。合わせて156団体ございますけれども、こちらにつきましては一番右の数字、PFIの実施率で言いますと約４割になっているということなど、比較的優先的検討を実施する環境が整っていると考えられるということで、今般これまでの先ほど御覧いただいた資料２の指針、こちらを改めまして、優先的検討規程の策定が求められる団体を10万以上の団体まで拡大することとしたいということでございます。今後は改定後の指針に基づきまして、全ての人口10万人以上の自治体に令和５年度までの優先的検討規程の策定を促すこととしたいと考えてございます。

資料１－１の（２）の最初に書いてある、人口10万人以上の自治体について令和５年度までの策定を促すというところの御説明でございました。

なお、これに伴いまして３つ目の○でございますけれども、優先的検討規程に基づきPFIの検討を実施した団体数というKPIは、これまでは人口20万人以上の団体数に相当する181団体を目標にしておりましたけれども、今後は人口10万人以上の団体数に相当する334団体を目標としたいと考えております。また、（２）の２つ目の○でございますけれども、国としましてもこうした自治体への支援策をいろいろと打っていきたいということで、小規模な自治体へのPFI導入に向けた支援といたしまして、小規模自治体向けの優先的検討規程

の策定・運用の手引というものを今後策定してまいりたいと思います。

なお、参考資料４として、今日は時間の都合で中身の紹介は省略させていただきますけれども、これまで内閣府の支援事業を基に、小規模自治体における優先的検討規程の運用定着のポイントと事例をまとめております。これにつきましては、今後、この優先的検討規程策定の要請とともに各自治体などに周知をしてまいりたいと考えているものであります。

その他の施策でございますけれども、参考資料５の６ページでございます。これは各分野別の交付金等の交付に当たりまして､PFIの検討を要件化する分野を拡大していくということ、下の表で言いますと、この所管省庁の右の欄になりますけれども、PFI導入要件化と書いてある分野の○が書いてある分野を拡大していくということ。それから、PFI事業実施の手続の委託に要するアドバイザリー費用につきましては、特に小規模団体にとっての負担が大きいという御指摘もあります。こちらについても各事業の交付金の対象に含めて支援を拡大していくという取組を進めてまいりたいと考えております。

次のページ、これはPFI事業の契約書に関しての情報提供ということで、いろいろな契約書のデータを内閣府で集めまして、こちらを整理したものをホームページ上で提供していくということでございますとか、次のページでございますけれども、専門的人材の活用ということで、地方公共団体職員の中でPFIの業務経験を持った方を国で評価・認定をし、これを他の自治体に派遣するスキームを構築いたしまして、この７月からの運用開始を目指して準備を進めているところでございます。

こうした取組を進めるほか、資料１－１にまたお戻りをいただきまして、今、３．の（２）の各支援策について補足で御説明をさせていただいたところですけれども、こちらの（６）株式会社民間資金等活用事業推進機構、略称PFI機構の活用といたしまして、今後地域の金融機関のファイナンスに関してのノウハウの問題、こちらのネックを解消するために、このPFI機構から地域の金融機関の職員を対象とした研修を実施するということを新たに検討してまいりたいと思っております。

次に、戻っていただいて（３）の地域プラットフォーム等を通じたPFIの推進ということでございます。地域の自治体、金融機関、事業者、有識者で構成される地域プラットフォームにつきましても人口20万人未満の自治体の参画を今後重点的に図ってまいりたいと考えております。具体的には、令和３年度からの３年間で地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の団体数を550団体とすることなどを目標として取り組んでまいりたいということでございます。

そのほか、（２）の下から３つ目の○でございます。この後の議事でまた説明いたしますけれども、現在、事業推進部会でこれまで検討を進めてまいりまして、今般策定したこの事後評価等マニュアル、こちらについて関係自治体に周知をし、次期事業の検討に生かしてもらうように促してまいりたいということでございますとか、（４）の民間提案の積極活用の中での民間提案推進マニュアル、（７）その他に書いてございます非保有手法に

ついての基本的な考え方、こちらも今般、事業推進部会で検討し取りまとめたマニュアル等がございますので、こちらを周知して適切な活用を促してまいりたいと考えております。

以上が「３．推進のための施策」についての説明でございます。

次、「４．集中取組方針」ということでございます。この章につきましては、公共施設等運営事業、コンセッション事業等に関して、これを集中的な取組として、これまで10の重点分野を定めて集中強化期間というものを設けて、その期間の中での数値目標を設定して取り組んできたところでございます。

資料１－４を御参考にしていただきたいのですけれども、３ページ目に公共施設等運用事業の主な進捗状況ということで、先ほど申し上げた10の重点分野が、左側の空港以下の10分野でございます。現在も数値目標の達成に向けて取り組んでいる分野がこのピンク色で塗られたところの５分野でございます。

これらの分野のうち、上下水道やMICEなどの施設につきましては、令和３年度が目標年度の最終年度ということで、現在その目標の達成に向けて取り組んでいるところであります。右側に進捗状況が記載されておりますけれども、例えば水道分野におきましては、宮城県におきまして上下水道一体でのコンセッション、大阪市につきましては水道と工業用水のコンセッション、いずれも来年の４月からの運用開始に向けた手続が現在進められているところでございます。下から４つ目のクルーズ船旅客ターミナルの施設につきましては、現在コロナの影響により我が国への寄港がほとんどない状況が続いているということで、今後の動向等を見極めて改めて数値目標を検討することとしているところであります。下から２つ目の公営水力発電につきましては、鳥取県で初めての公共施設等の運営事業が開始されたところでありますが、それ以外にも民間譲渡や民営化の検討が進められているところでありまして、こうしたその他の民間活用の形態を含む在り方の検討を令和４年度までに３件進めるということで、今回新たな目標として取り組むこととしております。

次に、同じ資料１－４の１ページ、アクションプランの概要では最後の「５．事業規模目標」のところなのですけれども、資料１－４の最初のページがこれまでの進捗状況でございます。事業規模目標につきましては、平成25年度から令和４年度までの10年間の事業規模を21兆円とする目標を立てて取り組んできたところでございます。こちらの表の一番左の欄が目標の欄になりますけれども、今般、令和元年度末までの実績を集計し、一番右の下にございます23.9兆円、こちらが令和３年度末までの累計の数値でございまして、先ほど申し上げました目標の21兆円、こちらを３年前倒しで達成をしたといったところでございます。類型別の目標で見ますと、類型Ⅰの公共施設等運営事業でございます。こちらは目標の７兆円に対しまして11.6兆円ということで、大幅に今回上回っているところでございます。内訳なのですけれども、特に関空、伊丹、福岡、北海道７空港といった大規模空港から見込まれる収入の寄与が非常に大きいというのが特徴でございます。

このように、事業規模目標は今回達成をしたということなのですけれども、引き続き、冒頭も触れましたが、国・地方の厳しい財政状況等の中でPFIを全国的に普及させていくこ

との課題がまだ残ってございます。地方部への浸透などが不十分といった現状を踏まえて、この令和４年度以降の新たな目標の設定について、その推進実現のための方策とともに今後検討を行っていくこととしております。また、その旨をアクションプランの本文にも記載をしているところでございます。資料１－１の概要の最後のところに記載している文章がそれに当たるところでございます。こうした中身を本文にも記載をしております。

その他、資料１－５につきましては、昨年のアクションプランの昨年度末時点での進捗状況についてまとめたものでございますけれども、こちら、令和２年度中に措置したものですとか今後の予定について記載したものを赤字の太字で記載しております。今般は時間の都合上、説明については割愛をさせていただきたいと思います。

以上が議題（１）と（２）に関しての説明でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いをしたいと思います。

上村敏之委員、お願いいたします。

○上村敏之委員　御説明ありがとうございます。

幾つかあります。最初に、現在のアクションプランですけれども、事業規模の目標に達したということで、とてもよかったと思います。ただ、中身を見ると空港のコンセッションの規模が非常に大きくて、そういう意味では事業規模は空港にかなり依存してしまっている。そういうこともあって、今後は規模のみならず、事業数も新しいKPIにしていくべきだと思います。現在のアクションプランはもう目標を達成していますので、今後の新しいアクションプランの策定を目指すべきだと考えます。

次に、地方公共団体への展開ですけれども、優先的検討規程の導入によって団体数を増やしていくことがKPIになっているわけですが、それはそれでよいとしても、ここでも事業数を見ていく必要があると思いました。優先的検討規程が入ってもそれで終わっている団体もあるわけで、実際に事業展開をしていただく必要があります。したがって、事業数もKPIに含むべきだと思います。

さらに、今後広域化がとても重要になります。そのため、地方公共団体が共同で事業が展開できるような形を目指していくことが重要かと思います。これは横の連携、つまり市町村同士の連携と、縦の連携、都道府県と市町村の連携があるわけですけれども、どちらも容易になるように体制を取るべきだと思います。

その意味でも人材認定と派遣というものについては重要だと思いました。ただ、派遣ができるかは、かなり地域的な分布も気になっています。現実的には、例えば市町村で言うと政令市はかなり進んでいますので人材は豊富にいると思われますが、中核市にどこまでいるのかどうかが気になります。恐らく今後こういうことを進めていくとなると、政令市と中核市を中心にして近隣公共自治体に派遣できる仕組みをどのように取るのかというと

ころになるかと思います。特に中核市は横並び意識が非常に強いので、それを利用した展開が重要かと思います。

あと、こういう時代ですので、オンライン派遣ができればよいなと思いました。オンライン派遣ならば近隣に限らず、例えば中核市であるとネットワークを全国に展開するという形で、規模的に同じような公共団体で情報交換が可能になる仕組みを取るとよりよいように思いました。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございました。

谷口委員、お願いいたします。

○谷口委員　御説明ありがとうございました。

２点あるのですけれども、もしかすると議題（３）の話かもしれないので、その場合はそちらに回していただければと思います。まず、伺ったところで、PFIの契約書をウェブに掲載するというのは非常にいい取組だと思いました。ただ、懸念は、PFIを進めるときにいろいろな情報を集めなければならなくて、そのたくさんの情報に埋もれてしまうかもしれないと思います。ここにこういういいものがありますということをマニュアルに分かりやすく記載するなど広く周知するなど、せっかくいい情報があるのにそこまで到達しないというところは避けていただきたいと思いました。

２点目なのですけれども、SPC株式の流動化について、地域企業を含む事業参画、地域の活性化と書いてあるのですが、逆に国内外の大企業が株式を取得して、地域の富やあるいは国の富が域外に流出する可能性はないのでしょうか。今の段階では多くはそんなに収益の出るプロジェクトではないので問題ないかもしれないのですけれども、例えば空港で、新千歳空港などは今はコロナの影響を受けていますが、相当収益が出るのではないかと思うのですが、そういったリスクというものはあるのかということを教えてください。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございました。

御質問については後ほど事務局からお答えさせていただくことにしたいと思います。

北詰委員、お願いします。

○北詰委員　簡単に申し上げます。人口規模が小さい自治体に広げるときに、皆さんも御存じだと思いますが、プロジェクトの規模が場合によっては小さくなってしまって、民間企業側からすると利益率も悪くて魅力が乏しいというものも当然出てくるわけですけれども、そういった中でも民間企業にとって魅力的な組成をするということになると、例えば非採算部門や補助金でカバーできるようなところと民間企業が実力を発揮できるところを仕分けるときに、かなり民間に魅力的なほうに仕分けをしなければいけないといった点があろうかと思いますので、その辺もぜひ御配慮いただければと思います。

あわせて、一者入札になる可能性が高いですので、一者入札になっても競争性が確保されクオリティーが高くなるように、例えば加点項目の最低点を決めるなどといったところ

についても御配慮いただき、かつアドバイザリー企業はこの場合は入れるのか、先ほどあった専門人材の育成でしのぐのかはそれぞれに事情はあると思いますが、地域コンサルタントでありますとか地元コンサルタントで、地域の事情をよく知っているがPFIのノウハウがそれほどないといった企業のアドバイザリーの実力も高めていくような工夫が要るのかなと考えました。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員　青山学院大学の山口と申します。

今ほど北詰委員から最後にお話があったコンサルティング会社の話に関連して、これから自治体へのPPP/PFIの積極的な支援を行っていくということで、自治体の規模や事業範囲の広がりということで、これから件数がどんどん増えていくようにしていきたいと。そうした場合に、発注者側の自治体と受注者側の民間事業者をつなぐコンサルティング会社の役割は非常に重要になってくると思うのですけれども、現在の事業の中でもコンサルティング会社は玉石混交な状況があって、十分な知見を有していなくて、実際に案件を実施していく、私も事業者選定委員を何件もやっていますけれども、そういったところでコンサルティング会社がよく事業の内容やスキームを理解していないケースが見られるというところがあります。

この辺りは、これまでこの推進委員会もそうですし、計画部会も事業推進部会もそうなのですけれども、発注者である自治体と受注者である民間事業者にかなり焦点を当てた議論をしているのですが、コンサルティング会社に焦点を当てた議論はほとんどしていないので、これから経験のある自治体や民間事業者からのヒアリングも踏まえた上で、コンサルティング会社でどういった問題があるのかというところも少し整理をしていただいて、コンサルティング会社の能力の底上げもこれからやっていかないと、事業の裾野を広げて案件が増えただけで結局中身を見ると非常に質の悪いものになっているということになると、やってみたけれども結局PPP/PFIはあまり意味がないねいう話になりかねないので、案件の量だけでなくて質も高めていくというところで少し検討を進めていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございました。

ほかにはございませんか。

上村多恵子委員、お願いいたします。

○上村多恵子委員　上村でございます。

先ほど、谷口委員もお話しになったのですけれども、SPCの株式の流動化というところで、どういったガイドラインを新たに決めるのかは非常に大事なところだと思います。このコロナの影響を受けて、いろいろ株式のSPCの流動化も今までとは考え方を変えて流動化しな

がら、PFI事業を推進、持続していくことが求められると思いますけれども、それがある程度外資規制、あるいは外資だけではなく流動化させる相手先の持続、担保をどのように誰がどうジャッジしていくのか。その後も含め一旦流動化されますとかなり小分けになっていく可能性もあると思いますので、流動といいましてもどの程度の単位の中で流動化させるのかというのはしっかりガイドラインで決めるのは非常に大事なところだと思います。

もう一点は、このコロナウイルスの影響を受けて、多くのPFI事業が少し頓挫したり、非常に初めの思惑とは違うということがどんどん起きてきていると思います。それに対して、それぞれの個別の事情があったり、個別の融資判断があったり、個別の民間資金の投入のやり方があるので、なかなか十把一絡げには言えないかもしれません。しかし、あくまで民のリスクでやったのだからというようにあまり突き放してしまいますと、PFI事業自体がまたこれから先後退していくことになっても大変でございますので、突き放すのか、それとも何かの指針を出していくのか、一口に申し上げられないですけれども、いろいろな案件がこれから頓挫していくのが噴出していくと思いますので、それはそれで考えていかなければならない大きな問題だと思います。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございました。

ほかにございませんか。

それでは、いろいろと御提言をいただきましたので、事務局から説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松本審議官　おはようございます。審議官の松本でございます。

最初に、上村敏之先生から事業目標なりの定め方についてのお話がございました。後ほど議題（５）のところでお話ししたいと思いますが、推進委員会におきまして、特に計画部会におきましてこの秋から議論をしていただいて、進めていきたいと考えているところでございます。上村先生のおっしゃるように、今まで非常にマクロ的な目標を設定してきたというのは事実でございます。そうしますと、大きい事業をやると達成されるというようなことになっているわけでございますが、それだけでいいのかというのは私どもも大変思っておりまして、ミクロ的にどのような目標を組み合わせて設定していくかというところの議論を進めていきたいと思っております。

また、PPP/PFIの際に広域化の話がございました。公共団体側で広域化するというのは結構難しい点もあるので、受け手側で広域化する手もあるわけでございます。そういう中でPPP/PFIというのは活用する手だてとして出てくるのではないかと思っています。もちろん公共団体側で事業を統合して広域化するというのは、別途総務省で進めたりしている状況でございます。

契約書の関係、谷口先生からございましたが、ホームページ等をしっかり整理して、分かりやすいようにしていきたいと思います。

谷口先生と上村多恵子先生から株式の流動化のお話がございましたが、議題（３）で御

説明申し上げますので、もう一度そのときに御議論させていただけたらと思っております。

それから、北詰先生から人口規模が小さい団体を進める際にプロジェクトは当然小さくなるだろうというお話がございまして、おっしゃる点、今20万人以上のところでは10億円以上が優先的検討の対象になっておりますが、小さい団体においては５億円以上とか、だんだん小さい事業でもやっているのは事実でございますので、そういうところでどのように魅力的に進めていくかをしっかり私どもで検討してまいりたいと思っております。

山口先生からコンサルティングの話がございました。確かに今プレーヤーとして、地方公共団体、コンサルティングも地域企業に入るのかどうかもございますけれども、地元の地域企業、それから、地域の金融機関、この３者がしっかりノウハウ、人材を整備していかないと全国津々浦々までできる状態にならないのではないかという認識は持っておりますので、そのような施策の中で、プラットフォームなども充実させながらコンサルティング会社の方々も含めて対応してまいりたいとは思っておるところでございます。

上村多恵子先生からコロナの影響、この点につきましては、ガイドラインの改正のところで御説明させていただいた上でまた御議論いただけたらと思います。

事務局から概略は以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

私からも少しコメントをさせていただきます。我が国は現在、新型コロナの感染拡大防止、経済回復、財政の健全化の三兎を追って、いずれも実現しなければならないといった難しい局面にあると私自身認識をしております。その中で、もう皆さんおっしゃっているのですけれども、行政サービスの効率化と質を両立するための手法として、河野大臣もおっしゃったように、PPP/PFIを活用することが今後ますます重要な方策であると理解しておりまして、これをうまく持続的な経済成長と生産性の向上につなげていかなければならないと理解しております。まず、コロナの影響を踏まえまして、PPP/PFIの制度を使いやすくする。民間や地方公共団体にとっての取組のハードルが少しでも低くなるように柔軟に見直していただくことが必要かと考えております。

次に、地方公共団体への導入促進なのですけれども、先ほどから人口20万人未満の地方公共団体への導入については、本当に市町村単位で個別に検討させることが最適なのか、ちょっと規模が小さいのではないかと、民間企業の立場としては若干不安に思っております。ますます高齢化しております人口減少の環境の中で、既存インフラ施設の設備更新事業に対処しながら利用者の納得を得られるような合理的な経営に結びつけるには、皆さんがおっしゃっていたように規模感と透明性を確保することが必要であると思っております。そのためには、広域化の視点、DXを通じた経営の効率化、見える化を担保した形でPPP/PFIを推進すべきだと考えております。

いずれにしても、広域化、DXのいずれも簡単な話ではない、我々もDXは特に難しいのですけれども、各省庁、都道府県、市町村が横断的に連携した対応が重要となりますので、この点もぜひ検討の中に入れていただきたいと考えております。

委員の皆さんは、まだ追加で何か御質問、御意見はございますか。

なければ、この場で御発言いただけなかった委員の方は、後日、事務局に御意見、御質問等がございましたら提出していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事（３）の各種ガイドラインの改正案について、事務局から説明をお願いいたします。

○波々伯部参事官　それでは、議事（３）の各種ガイドラインの改正案について御説明をさせていただきたいと思います。資料で言いますと、資料３－１が今回のガイドライン改正案の概要でございます。資料３－２が改正の本文ということになっております。本文がかなり大部になりますので、これにつきましても概要を中心に御説明をさせていただきたいと思います。

それに関連して、特に改正の一番大きなところのコロナの関係につきましては、今回参考資料３に入れさせていただいておりますが、前回も途中段階のもので御説明いたしましたが、新型コロナウイルスの影響などについて調査したものを事務局でまとめたものでございます。関連事項でございますので、こちらから簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

参考資料３でございます。冒頭、おめくりいただきますと、これまでの経緯ということに若干触れております。先ほど上村多恵子委員から、こういったコロナの影響については、ある意味個々の事業者でのリスクの問題ということで突き放すのではなくという話もございました。内閣府といたしましては、そうした事業者からの声を受けて、昨年の７月に関係自治体に緊急の通知を１回出しております。通知の内容が資料になくて大変申し訳ないのですけれども、簡単に申し上げますと、一つは今回のコロナのような感染症の影響により、通常必要と認められる注意や予防方法尽くしても事業支障が生じるといえる場合は、不可抗力に基本的には該当し得るのだという見解を出したのと、従来のリスク分担のいろいろな考え方にそぐわないような著しい環境の変化がコロナによって起こっているのであれば、これは管理者側において事業者側とぜひ柔軟に協議をしていただきたいというお願いを７月に出しております。それがまず１点目。

２点目は、その後に８月から９月にかけまして自治体へのアンケート調査を実施して、どれぐらいの影響が今出ているのかということについてざくっとした把握をしております。それが２ページ以降なのですけれども、これは前回若干御説明させていただきましたので詳しい説明は省きますが、実施中のPFI事業の約23％でこの時点では何らかの影響を受けているという回答があったというものでございます。

今般、年明け以降、実際に管理者と事業者の間で協議が行われて契約の変更などが行われた事例について、突っ込んだ調査をしております。それが６ページ以降でございます。代表的な事例を６つつけておりまして、事例１と２は、サービス購入型という類型において施行期間の変更やそれに伴う増加費用などについて協議が行われ、例えば増加費用につ

いては管理者が負担するといった変更が行われたケースでございます。事例３につきましては、独立採算との混合型でございます。特に独立採算部分の収入の減少分、こちらを管理者が補塡をしたようなケースを紹介しております。事例４が公共施設等運営事業、コンセッション方式でございまして、こちらも運営権対価の支払いを一部繰り延べるといった変更が行われたケースであります。事例５から７までは現在実施手続中のもので、これらについて改めて管理者側と事業者が協議をして、予定されていた事業内容やスケジュールについて見直しを行ったといった事例でございます。こちらを簡単に調査結果として取りまとめたものでございます。

こちらにつきましては、今回の改正ガイドラインとともに自治体にもフィードバックをして提供させていただいて、今後のコロナ禍におけるPFIのスキームづくりの参考としていただきたいということでございます。

前置きになりましたけれども、それでは、ガイドライン本体の改正案の説明に移ります。資料３－１でございますけれども、今、御紹介させていただいた調査結果なども踏まえて、１ページ目、新型コロナウイルス感染症の関係でございます。何点かこれまでのガイドラインで対応していないと思われるような箇所について今回見直しを行っております。

１つ目は不可抗力の考え方についてということでございますが、先ほども触れましたけれども、昨年７月の通知の中で基本的には不可抗力となり得るという見解を示しておりまして、そちらの内容を反映するとともに、その具体的な範囲につきましては、下から２つ目のポツでございます。こちらは非常に難しい問題ですが、あらかじめ契約等でなるべく明記をしてほしいということと、個別具体的な事案が不可抗力に該当するかにつきましては、具体的な状況下における例えば公的な指針やそのときの状況などを考慮して、通常求められるような、つまり予防対策などをしたかどうかということで個別に判断すべきだということで考え方を示しております。

損害等を官民どちらで分担するのかということにつきまして、次のページでございますけれども、損害等の分担について、先ほど紹介しましたように、コロナの影響としては、例えば工期延長に伴う費用の増加あるいは施設の休館に伴っての収入の減少が問題になるケースが多いといったことで、これまでのように管理者と事業者が分担すべき損害というものの中には、物的な損害に限らず、それ以外の先ほど申し上げたような費用あるいは損失、そうしたものも含まれるということについて改めてガイドラインの中にも反映しております。また、２つ目のポツでございますけれども、損害額の算定においての必要な資料について、若干管理者側と自治体側でもめたケースが報告されておりますので、そうした資料の提出に関する規定についてもあらかじめ契約で定めておくことが必要といったことでございますとか、独立採算型の事業につきましては、この３つ目のポツでございますけれども、収入が一定の幅以上で増減した場合には、例えばその何％以上の振れたところでは管理者側の負担とするといったプロフィット・ロスシェアリングといった考え方の導入が、事業の特性によっては有効な場合があるということで追記などをしてございます。

なお、下の矢印でございますけれども、コンセッションなどコロナの影響が引き続き大きく、また長期化しているものにつきましては、その影響につきまして引き続きしっかり調査をして、今後安定的な運営を確保していく上で制度的なネックなどがないかどうかについて引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、（３）契約変更の手続に関して、１つ目は、管理者側からは今回軽微な金額の変更などにつきましても毎回議会の議決を要したといったことで非常に負担だったという指摘がありました。ただ、これに関しましては、こうした軽微な変更の場合において、例えばあらかじめ専決処分事項として指定しておくといったことが現在も地方自治法上可能でございます。こうしたことについて紹介をするということですとか、著しい事業環境の変化によって従来のリスク分担の考え方が不適切になったと考えられる場合には、ぜひ見直しの協議を行っていただきたいということで、こうした場合の対応の規定についてもあらかじめ規定を設けておくことが望ましいということについて追記をしております。

以上が新型コロナ関係での改正事項ということでございます。

次に、３ページ以降がSPCの株式の流動化についての改正事項でございます。先ほどの議題（１）のところでも複数の委員の先生からも御指摘をいただきましたが、これまで推進委員会と計画部会を中心にこちらのテーマについては議論をさせていただきました。

これまでの経緯につきましては、参考資料５の１ページ目と２ページ目に簡単にまとめをさせていただいておりますが、これまでの委員会での議論におきましても、なぜ流動化をするのかというメリット・デメリットについて、事業者側としては確かに早期の資金回収等のメリットがあるといった指摘がある一方で、特に管理者側としては事業の継続性や公共性の担保といったことについて懸念があることから、これについては慎重に進めるべきだという意見もいただいたところであります。

また、次の２ページ目でございますけれども、昨年の秋に内閣府が管理者と事業者双方にアンケートを実施したところ、事業者からは長期的に見れば資金負担の軽減などの理由から売却を検討しているとする事業者が一定程度存在したところでありますけれども、ただ、短期的に売却を検討している事業者は少なかったといったことですとか、あるいは管理者側につきましては、事業の継続性を阻害しないもののイメージとして、機関投資家ですとか金融機関を挙げる回答がまだ少なかったと。また、事業の継続性を担保するもののイメージとしては､例えばSPCの代表企業に変更がないようなことなどを挙げる回答が多かったといった結果でございました。

こうしたこれまでの議論や調査結果を踏まえて、今般、これまでのガイドライン、主に運営権ガイドラインの中にこうした規定があるのですけれども、そこにおける株式の流動化に関しての項目に追記を行うこととしたものでございます。

資料３－１に戻っていただきまして、「２．SPC株式等の流動化関係」ということでございます。（１）は、これまでの議論の中でSPC株式流動化の意義が非常に分かりづらいという御指摘がございましたので、今般、このガイドラインにも丁寧に書き下しをしておりま

す。一つは、事業が経過するとともに、一定期間を経過すれば適切な株主や債権者の構成をしっかり見直していくことが必要ではないかということですとか、あるいは株式を譲渡できる環境が整備されることで、事業者の側からすれば資金調達等の円滑化や調達コストの低減が図られ、そのことが地域企業を含む事業者の参画のハードルが下がるといったことにもなりますし、また、競争が行われることで公的負担の抑制にもしっかりつながっていくといったメリットがあることについて記載をしております。一方で、（２）の留意点でございますけれども、管理者側には事業の継続性の担保について懸念があるといったことを追記した上で、そうした点を踏まえて流動化の進め方についての留意点などについて（３）でまとめるといったことにしております。

具体的には、現行のガイドラインにおきましてはこの管理者が承認する条件が既に書いてございまして、資料３－２はあまり詳しく説明するつもりはなかったのですが、議事（１）でも委員から御指摘があったので触れますと、こちらの27ページを御覧いただきたいのですけれども、26ページ、27ページが運営権ガイドラインの中における現在の株式流動化に関しての項でございます。青く塗ってあるところが今回見直しを行った点でございます。27ページの真ん中辺りに①、②と書いてあるところがあるのですけれども、これは管理者側と事業者との契約において、株式の譲渡が行われる際には管理者側の承諾を得ることという条項があった場合に、以下の条件を満たす場合には管理者側は承認するものとするという規定がガイドラインでございます。１つ目が①で譲渡後の運営権者が引き続き公募時に設定された参加資格を満たす者であること、２つ目に株式の譲渡が事業実施の継続を阻害しないことという２つの条件をもともと示してございました。

先ほどの谷口先生からの御指摘に関連するのかもしれませんが、外資などが入ってきたときに、それをそのままそちらに持っていかれてしまわないのかといった御指摘がありましたけれども、例えばそうした外国の企業の参入に関する制限などが、事業の特性によっては現在でも応募時の参加資格という中にある程度ビルトインされているケースがございます。今回例えば株式の譲渡が既存の企業から行われる場合にも、この①の条件で引き続き公募時に設定された参加資格を譲渡された後のSPCでもしっかり満たしてくださいという基準を示しておりますので、ある程度最初に設けられたハードルが引き続き満たされることが条件にはなってくるのかなということでございます。この辺はこうした個別の契約である程度制限する手法ですとか、場合によっては安全保障上の理由などがあれば個別法で制限されているケースもあるかと思いますけれども、いずれにしても譲渡されたからといって従来の趣旨が没却されないようなスキームは可能だと考えております。

②の株式譲渡が事業実施の継続を阻害しないことということにつきましては、例えば譲渡される株式の割合などから見て運営権者の経営等の影響が小さいと客観的に認められるような場合、こうした場合には基本的には事業の継続を阻害しないと考えられるといった旨ですとか、あるいは譲渡に際して運営を受託されている企業が変わるといったケースにおいては、引き続き、必要な情報等の提供が適切に行われるなど引継ぎがしっかり行われ

るといったことに十分な留意が必要であるといった中身のことを留意事項として加えさせていただいております。

いずれにしても、最後のなお書き以下でございますけれども、株式譲渡が認められる具体的な基準については、有識者の意見など専門的な意見なども聴取しながら、あらかじめ協議して両者で定めていくことが望ましいといったことを記載させていただいております。

以上がSPC株式の流動化に関しての関係の改正事項の部分でございます。

概要のほうに戻っていただきまして、今、３ページの内容をほぼ御説明をさせていただきました。４ページ目の３つ目の改正事項でございます。こちらは公共施設等の運営権に加えて指定管理者の指定が行われるような場合に、現行のガイドラインにおきましては、実は指定管理者の業務範囲については、運営権の範囲と基本的に同一の内容で指定することが可能だとされているところでございますけれども、実際には業務内容を切り分けて指定されている例もあるようなことから、一部の自治体から指摘を受けまして、この運営権と異なる内容で指定することも可能な旨を念のため併記してほしいということでございましたので、その旨を追記したものでございます。

長くなりましたけれども、以上がガイドラインの案の内容の説明でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見がございましたらお願いをいたします。

谷口委員、よろしくお願いします。

○谷口委員　御説明ありがとうございました。

2020年８月から９月に新型コロナの関係で自治体にアンケートをされたということなのですけれども、自治体はどちらかというと強い立場にあるのかなと思っていて、民間事業者、受け手の側が本当に困っているという状況があるのかもしれず、事業者事業者の事例は聞いていないのでしょうか。質問です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

事務局からお答えいただけますか。

○波々伯部参事官　民間事業者からも複数の会社から自治体とセットで意見を聞いてございます。まだそういう意味では分量としては少ないのでしょうけれども、以下のような意見をいただいております。例えば各地で複数の事業を行っている事業者なのですけれども、自治体によって減収の補塡等の支援の内容にかなりばらつきがあるのである程度統一してほしいという意見がございました。あるいは、今回事例の中にはありますけれども、施設の休館の指示などが発注者側から休館が決定されるケースもあるのですが、その判断が事業者側に委ねられてしまった場合や、休館をどちらが先に言い出すかによって、どちらがそれによる減収分を負担するのかといったことで変わってしまうのではないかという懸念があって、少しそういう意味では相手の様子をうかがっているケースがあるという御指摘だと思います。例えば緊急事態宣言が出れば、減収分については管理者側で補塡するのだ

とか、そうしたことはあらかじめ協議して決めておくことが有効ではないかと思います。今後もうちょっと事業者側からもいろいろな話を聞きながら、しっかり内容を把握していきたいと思います。

○飯島委員長　上村多恵子委員、お願いいたします。

○上村多恵子委員　このガイドラインの改正概要の中で、２ページの損害等の分担についてなのですけれども、プロフィット・ロスシェアリングという考え方を取り入れることが有益であるということなのですが、このプロフィット・ロスシェアリングという考え方はどのように考えるのか、御説明があったらということが一つ。

それから、新型コロナだけではなく最近の台風や災害などという不可抗力、そういった損害も含まれると思うのですけれども、PPP/PFIコンセッションのある意味一番の特徴としては、民間なので損害保険に入れるというところが、今までの国がやる事業とはまた違うと。ただ、損保の会社がそういったリスクをどこまで引き受けてくれるのかということはもちろんありますので、全て引き受けることは難しいでしょうし、また、不可抗力に関しては引き受けることは難しいのかもしれませんけれども、この上のページにもありますように、予見、予測できるような予防方法を尽くすというところとプロフィット・ロスシェアリングをどのように考えていくのかをもう少し御説明いただければと思います。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

では、事務局からお答えいただけますか。

○松本審議官　上村先生からお話のあったプロフィット・ロスシェアリングでございますけれども、今般、私どもが非常に有効だったと聞いておりますのは、愛知県の道路公社の有料道路、これは中部新空港に名古屋から行く道路でございますが、こちらがやっているSPCでは、収益が上振れ６％以上になったら、６％まではSPCが取るけれども、６％を超える部分は道路公社、管理者で取ると。逆にロスのほうも６％下がるところまではSPCがリスクを取るけれども、６％を超えたリスクは施設管理者が取るということでございます。御案内のように、中部空港も非常にコロナの影響で旅客数が減っております。当然交通量も減ったということでございまして、そのようなところで、ここのロスシェアのところは非常に今回有効であったということでございます。

ただ、この何％までをプロフィットあるいはロス、通常はシンメトリックに取ると思うのですけれども、それをするかというところは事業形態によって非常に違うものですから、非常に難しいところだと思います。また、先ほど６％と言いましたけれども、単純に６％ではなくて、非常に難しい計算式で６％でございます。いろいろな条件がついております。そのようなことで、ただ、一定の範囲内で施設管理者側がロスを取る、コンセッションだからといって全部民間でリスクを取るというのではなくてそういう形と取っているということで、今回注目させていただいたところでございます。御案内のように、リスクの負担は当然リスクの許容力にふさわしい方が取るというのが一番効率的なことでございますの

で、そのような中で上限を超えたところを施設管理者が取っていくという状況でございます。

以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

倉斗委員、お願いいたします。

○倉斗委員　今の上村委員の御意見、御質問にも関連するのですが、私もあまり専門ではないながらも、今回の不可抗力に関しての定義で、例えばコロナに関しては不可抗力になると思うのですけれども、今後また何十年かたったときに同じように感染症リスクみたいなものがあったとき、あとは今、非常に大きな災害が相次いでいる中で、予見できたではないかと言われる可能性もあるのかと思ったのがまず１点目です。この不可抗力というのは、今、定義を御説明いただいたのですけれども、例えばこういう感染症、疫病みたいなことがまたあったときには、今のコロナで学んだことが予見できたことと恐らくなるだろうという予定なのか、それはそれで新しいまた感染症があったのでということになるのかという辺りが、私が分からなかった部分です。

２点目は、非常に柔軟な協議の上でという言い回しが多く出てくるのですけれども、自治体さんや事業者さんとお話をしているとちょっと怖いというか、どういう責任分担になるのか、誰が決めていいことなのかが非常に個別に協議しましょうという言い方で書かれがちで、一体何を基準に決めていけばいいのかという手がかりも、慣れていないところではなかなかないのではないかということをよく感じています。ですから、今、事務局のお答えにあったようなこういう例があるとかということが当事者の方々に分かりやすいところに提示されているであるとか、何か手がかりがないと、どちらもぎりぎりのところで、恐らく事業者さんもぎりぎりのリスクでやられていると思いますし、発注者もお金がないから本当にやっているというところで、できれば負担をしたくないという姿勢は同じなのかなと思うと、協議の進め方や何か少し手がかりがないと難しいと感じてしまって、この民間資金の活用に手を出しにくくなっている自治体も多いのではないかと個人的には感じていますということで、その辺りをお伺いできればと思いました。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

では、事務局からお願いします。

○松本審議官　まず１点目の不可抗力というものをどのように今後捉えていくかという点については、既にコロナが起きているので、例えば今のコロナの状況の中で新しく契約するときは、このコロナの状況は予見可能性があるわけでございます。その契約時点における予見の可能性の範囲を前提とした上で、不可抗力になるかならないかという議論がなされていくのが通常の形ではないかと思っております。

２点目でございますが、確かに先生がおっしゃるように協議については難しい点はあろうかと思っております。ただ、私どもは基本的には公共サービスを提供することが一番な

わけでございますので、公共サービスの提供の期間とコロナの期間というと、当然コロナの期間のほうが短くなる。まだ全体的な解決策が全部出ているわけではありませんけれども、10年、20年という公共施設のサービスの期間よりは短くなってくる。そうすると、我々は公共施設のサービスを継続的にしっかりやっていくことを前提に協議はしてほしいと思っております。

そのときに、99％を公共施設側が取って１％を事業者側が取るというのが通常の不可抗力条項の今の契約内容なのですけれども、ただ、費用のところは領収書なども出てくるため非常に分かりやすいのですが、収益のほうは見積りの仕方が非常に難しくて、そこは先ほど具体例で実績との差分といった例も契約の中でありましたけれども、その両面をしっかり御議論いただいてやっていく。その際に実例というのは非常に参考になるので、そういうものもお示しをしていきたいと思っています。我々が一律に決めることは、なかなか難しいと思います。

例としては、営業できず収益がなかったので期間を延ばすという協議をしているところもございますので、そういうのも収益の補塡として方法であるのではないかと。そのようないろいろな例をお示ししながら御協議をしていっていただきたいと思っているところでございます。

○倉斗委員　今の負担の分担の話なのですけれども、負担や収益という金銭面のこともそうなのですが、責任はどちらに属するのかみたいなことは、これはどこで決まることなのですか。

○松本審議官　基本的には施設の所有者の責任というのと運営者の責任ということで、通常、PFIの場合は運営者の責任はSPC側が取っている状況でございます。施設の所有はBTOとかBOTとかコンセッションなどの形によって違いますが、所有者の責任がないわけではございませんので、それぞれでございます。とはいえ、そうした点では大きなトラブルにはなっていないのではないかと思います。

○倉斗委員　例えばコロナの場合にはやるかやらないかみたいなことですとか、どこまでの感染症対策をといったときに、今回の公共施設のことに関してではないのですけれども、各店舗に任せるみたいなところは結構あると思うのですが、同じように施設でも感染症対策なりを任せますと言われたときの事業者さんの負担感というかリスクみたいなものはどうなっているのかが個人的に分からなかったので、質問させていただきました。ありがとうございました。

○飯島委員長　ほかにはございませんか。

飯島委員、お願いいたします。

○飯島淳子委員　御議論いただいている中で大分分かってはきたのですけれども、少し質問させていただきたく存じます。アンケートで、数の面ではこういうところで問題が出ているということは明らかなのですけれども、数と質といいますか、影響の大きさという面で、素朴に拝見いたしますと、参考資料３の事例５や６というのは本当に事業の根本的な

見直しにまで至っているような、影響の大きさという面では大きいようにも感じているのですが、こういったことも含めた事例の取扱いも今後考えていくのかどうかが１点目でございます。

今、御議論がございましたけれども、リスク分担ということになりますと非常に難しい問題も出てくると思うのですが、この前の議題にも関わりますけれども、今後PPP/PFIを普及させていくために広域化が必要だと。それは確かにそうだと思うのですが、リスクの分担は非常に調整も困難になるだろうということもあり、そういったところとの関係でもどう捉えるのかという全体的な方向性にも関わってくるのではないかとも思ったところでございました。小規模の自治体についても、前の議題での御説明の中で、参考資料５の中でも優先的検討規程をつくらないでPFIの方式を選択して実施している10万人以上の団体も数はそれほど少なくないところでもありますし、また、優先的検討規程の在り方についても検討しているというところで、小規模自治体ならではのPPP/PFIの使い方というところも探っていくのだろうと思うのですが、全体的にどういう方向性を目指すのかもこの機会に考えていくのかと思ったところでございました。

以上でございます。

○飯島委員長　コメントはございますか。

○松本審議官　先生、いろいろな多角的な御視点をいただきまして、どうもありがとうございます。

一つは、質というか影響なのですけれども、コロナの影響が非常に大きかったのは空港のコンセッションでございます。国際線も今は少し動き始めましたけれども、ほとんど止まった時期もございますので、そこにつきましては、空港というのは社会基盤でございますので、国交省でコンセッションか否かを問わず、コンセッションについてはまた別の取扱いも含めて、しっかりとした支援策を講じて今に至っているという状況でございます。

おっしゃるように広域化で取り組んでいく話、それから、小規模の自治体でどのようにしていくかというところ、そこは確かに組合せがいろいろ出てくると思います。特に公共団体の構造からしますと、小規模な自治体は都道府県の指導というのが非常に大きな役割もあるので、その辺りも連携しながら進めていかなければいけないと思っております。これは委員の先生方からも常々言われているのですが、PFIをもっと簡単にできるようにしなければならないというご指摘もあり、小規模自治体になりますと規模的には大きな事業が少なくなってまいりますので、簡略化などもしっかり進めていかなければならないと思っております。

リスク分担は、PFIの一番重要なところだと思います。当然リスクの裏腹として利益というのはまた出てくるわけでございますので、非常に難しいところなのですけれども、今回のコロナにつきましては予想外、想定外であったところがありますので、そういう形はそんなにこれから大きくならないようなことを祈っているところでございますが、通常はそうしたリスクをしっかり民間側、行政側で精査してやっていくということで、解決を引き

続きしていきたいと思っているところでございます。
○飯島委員長　それでは、時間も詰まっておりますので、次の議事に移らせていただきたいと思います。御意見等がございましたら、また事務局に寄せていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、議事（４）事業推進部会からの報告について、北詰事業推進部会長より御報告と、事務局からの補足説明をお願いします。
北詰委員、お願いいたします。
○北詰委員　事業推進部会から、多くの委員の先生方に御議論いただきまして、本日、幾つかのマニュアルについて御報告ができる段階になりました。一つは事後評価等マニュアルということでございます。1999年以来ずっとやってきたものの中で、既に事業期間を満了したもの、もうじき満了を迎えるもの等がございます。事後評価の検討をする上では一つのタイミングかなと思っております。
考え方といたしまして、もちろん批判的に事業を見る、評価するという考え方もあるわけですが、PFIを普及促進させていくために、次につながる評価をどのようにしていくかということを御議論いただいたというように考えております。主に例えば事業の15年とか20年という期間の中で、当初担当されていた自治体の方あるいは国の方がいらっしゃらなくて、事後評価をする段階ではまた別の方がやられるということもございますので、どういったマニュアルが必要であるかがポイントで、例えば期間満了の何年前から次期の事業を考えるべきかという点でありますとか、次に、新たな事業者が応募するときに今回の事業中のいろいろな情報をどこまで提示をし、どこは守っていくのかという辺りが幾つか大きな論点になったかと思います。もちろんほかにもたくさん論点がございましたけれども、そういった点がございました。
また、２点目の民間提案の推進マニュアルということで、もちろんPFIですから、民間からどんどん新しい提案をしていただくのがポイントでございまして、それを促進するため、例えば事業者にどういう提案インセンティブを提供するのかという点でありますとか、提案内容、場合によっては知的財産でありますとかコンフィデンシャルな部分があるわけですが、そういったものをどこまで守り、かつどこは公開していくのかという辺りが大きな論点になったのかなと思っております。そのほかにも様々な論点がございましたけれども、それをまとめた形でマニュアル化しております。
最後、公共施設の非保有手法に関する考え方ということについて御議論いただきました。特に公的機関としては、なかなか非保有というところについては抵抗感がある中で、しかしながら新しい可能性という意味を大きく展開するために、この点について基本的な考え方を取りまとめたものでございます。いろいろな御議論がありましたけれども、いわゆる公共施設のマネジメント全体の中でこの非保有の手法をどのように位置づけ、それで守っていくかという点と、特にファイナンスを中心とした部分について、こういったところは公的機関は必ずしも得意な分野とは限りませんので、そういったところをどのように丁寧

に取り扱っていくかというところが議論になったのかなと思っております。

大体大きな流れとしてはそんなことになってございますけれども、詳細につきましては事務局より御説明いただければと思います。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございました。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○波々伯部参事官　ほとんど重要なところは部会長から御説明があったので、あまり私から付け加えるようなところもないのですけれども、事後評価等のマニュアルにつきましては、この「等」のところがポイントだと思うのですが、事後評価の目的としては、次期事業の選定ですとか、今後の運営の改善の在り方の材料としていただくことも非常に重要なところでございますので、その辺りはしっかり目的などに記載をさせていただいております。次期事業の手法の検討に３年程度を要するのだとすれば、事後評価につきましてはおおむね期間満了の４年程度前から着手していただくことが必要だとか、そういったことにつきましてフロー図等の形でまとめてございます。事後評価に向けた整理すべき情報などにつきましては、従来のモニタリングの情報などをしっかり活用して効率的にやっていただくというところもポイントとして加えております。評価につきましては、標準的な評価項目などについて記載をしているといったところであります。次期事業手法の検討につきましては、手法選択に当たっての判断基準ですとか、あるいは右下にございますように、実際に次期事業にもPFI事業を採用した事例などを示して紹介をしてございます。

次の民間提案のマニュアルにつきましては、資料４－２①でございますけれども、これまでのマニュアルにつきましては、PFI法の第６条に基づいての民間提案、こちらにつきましては、事業者の側でしっかりVFMの算定なども行っていただいて、実施方針を定めるぐらいのレベルまで提案していただくといったものでございますが、実際には民間提案というのは、そのほかにPPP事業に関しての提案でございますとか、あるいは事業案の作成前に民間事業者と管理者が意見交換を行うマーケットサウンディング、あるいは事業化へのアイデア段階での提案を募集するようなケース、様々なケースがありますので、それらを紹介するとともに、それらに対応した内容に充実をしたところであります。

以上が簡単な補足でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

本件は報告事項とのことですが、ただいまの説明に関しまして御質問等がございましたらお願いします。

谷口委員、お願いいたします。

○谷口委員　御説明どうもありがとうございます。

簡単な質問なのですけれども、事後評価のマニュアル、非常に重要なマニュアルをつくっていただいてありがたいと思うのですけれども、基本的にはこの事後評価のコストを官側が持つのだと思うのですが、事後評価のコストみたいなことは事前にPFIをやるときに事

後評価用にこのぐらいお金を使うみたいなことは規定されているのでしょうかということと、事後評価、報告書などを出すのが面倒だといったこともあるのかどうか。事後評価にネガティブな意見もあるのかどうか、その辺りを教えてください。
○飯島委員長　ありがとうございました。
　事務局、お願いいたします。
○松本審議官　まず事後評価のマニュアル、今回つくらせていただいたのは、北詰部会長からお話がございましたように、PFIが20年たって事業期間が完了した後、次にPFIなりあるいはコンセッションに移ってもいいような案件でも事後評価をしていなかった、あるいは次の検討をしていなかった､そのままPFIなりにできなかったという案件は多くあったものですから、今回こうしたマニュアルをだいているのが一つでございます。
　そういう中で、評価にどういうコストがかかるのか、あるいは増やすのかという話なのですけれども､そこはなるべく今のPFIの中でもモニタリングはやることになってございますので、その資料を活用しながら、なるべく新たな手間というか、そういうものは増えないような形でマニュアルの設計はしているところでございます。
○飯島委員長　よろしいでしょうか。
　ほかにはございませんか。
　事務局から本件に対して追加に説明しておくことはございますか。特にはないですか。
○波々伯部参事官　これらの策定したマニュアルにつきましても、自治体やほかの管理者にしっかり提供させていただいて、積極的な民間提案ですとか適切な事後評価、非保有手法の活用に生かしていただくようにしっかり促していきたいと思います。よろしくお願いいたします。
○飯島委員長　それでは、本件は報告事項ということなので、次の議事に進めさせていただきます。続きまして、議事（５）今後の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。
○波々伯部参事官　それでは、最後の議事でございますが、資料５を御覧いただきたいと思います。今後の進め方について、本日御説明いたしましたアクションプランの改定案の内容などを踏まえて、本委員会における来期の検討項目について部会ごとに整理したものと、今後のスケジュール等について提案をさせていただくものでございます。
　１ページ目の検討項目でございますが、計画部会におきましては、アクションプランの最後で御説明いたしましたが、21兆円の事業規模目標の達成などを踏まえまして、今後の新たな目標の設定ですとか、それに向けた推進方策、それから、公共施設等運用事業などの取組方針、今で言うと第４章の部分に当たりますけれども、そちらの内容についても見直すことで御検討いただきたいと考えております。また、新型コロナウイルスへの対応につきましても、先ほども御説明いたしましたが、引き続きコンセッションなど影響の多い分野につきまして影響を分析していきたいということです。その中で制度改正のニーズなどについても検討をしてまいりたいと思います。また、議事（１）でも複数の委員や委員

長からも御指摘がございました、いろいろな新たな切り口、新たな課題が出てきております。ここに書いてございます脱炭素ですとかカーボンニュートラルというのもそうですし、また、御指摘いただいた行政の広域化やDX、そうした視点もあるかと思います。そうした視点からのPFIの活用といったことも、こうした一連の目標づくりや推進方策の中でしっかり加味をして検討していただければと考えております。

次に、事業推進部会につきましては、今回のアクションプランの中でも大きな比重を占めておりますけれども、小規模な自治体などへの普及方策について、これもいろいろな視点があるかと思います。コンサルという話もありましたけれども、地域企業の参画でありますとか、あるいは資金供給の面、人材育成の面といったいろいろなネックがあるかと思います。そうしたところも含めて総合的にこれを事業推進部会で検討していただきたいということでございますけれども、いかがでございましょうか。

次のページになりますけれども、各部会の検討項目を踏まえまして、現在の委員の構成につきましてはこれをベースとさせていただきたいと思いますが、例えば事業推進部会につきましては、地域の事柄を主に扱うということで、新たに地域の関係者などを専門委員のほうに追加をさせていただくということも検討をさせていただきたいと考えております。具体的にはこれから事務局と各部会長、委員長で相談をさせていただいて、８月頃までにはその辺りの手続を進めさせていただいて、９月頃から各部会での議論などをスタートさせていただきたい、また、随時推進委員会にも検討状況を報告して御議論をいただきたいと考えております。新たな目標の骨格につきましては、できれば年内にその骨格を決定し、年末頃に政府で骨太の方針にぶら下がる改革工程表というものがあるのですけれども、例えばこちらにKPIを反映することができればと思っております。また、推進方策なども含めまして、来期のアクションプランにそちらを反映すべく議論を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員　今の御説明そのものはこれで結構かと思うのですけれども、先日、会計検査院が国主体のPFI事業について、契約で定めたサービスを民間事業者は適切に提供していないということで、問題のある案件がかなりあったということがありました。これは国だけではなくて自治体でも同様なものが出てくるのではないかと思うので、それはPFI推進委員会がどこかで少し議論をして整理をする必要があるのではないかと思っているのですけれども、その辺りのお考え。今年度はこういう形でやって、次年度以降少し国の案件でどういう問題があって、その背景はどういうものなのか整理をしていただいた上で、その枠組みを実際に活用しながら、地方自治体の案件についても少し確認をしていくところが必要

なのかと思うので、必ずしも今年度やる必要はないと思うのですけれども、先ほども指摘させていただきましたが、量を拡大していくと結局質で問題があるケースが出てくる。そうすると、その部分のフォローはきちんとしていただく必要があるのではないかと思いますので、その辺りのお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○飯島委員長　ありがとうございます。

私も見せていただいたのですけれども、この件について、いかがでしょうか。

○松本審議官　先週の金曜日に、会計検査院からPFIに関する報告というものがなされたところでございます。山口先生がおっしゃったのは、法務省の事業が特にということで報道になっておりましたが、債務不履行が2,000件ということであったのですけれども、それは債務不履行なのかどうかといったことも含めて法務省にも照会をしております。私どもは債務不履行といった状態にならないように減額ポイント制度などいろいろなガイドライン等をつくって、民間事業者のサービスが的確に提供されるように、特に継続サービスですからチェックポイントは非常に多いわけでございますが、それが100という水準が99だったら全部駄目なのかとか、そういうことではなくて、99はカウントしておいて、それがたまっていったら本当の債務不履行が起きないように指導する、そんなやり方を私どもはガイドラインでは取っているのですけれども、そのようなところの適用状況なども含めて精査をした上で、また秋の段階、事業推進部会のほうになるのか分かりませんが、そちらに御報告を申し上げたいと思っているところです。実態が私どもも実はまだつかめていない状況でございまして、そこら辺を精査した上で改善すべき点、枠組みとして制度的に対応すべきところはあるのかどうかを検討した上で整理していきたいと思っております。

○飯島委員長　ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。

私から１件質問させていただきたいのですけれども、脱炭素に関するPFI事業というのは、例えばどういう案件を念頭に置かれているのですか。

○松本審議官　これからカーボンニュートラルを政府全体で進めていく中で、電力の問題があろうかと思います。市街地内で開発されている土地で新たに何かをしようという土地、できる可能性がある土地というのは、政策的に活用できるような公共的な土地が非常に多いかと思っているところでございます。例えば上水道だとか、あるいは下水道などは非常に大きな面積を持った処理場とか浄水施設を市街地に持っておりますので、そういうところの電力、発電や蓄電、そういうものをどのように考えていくのかというのもありますし、仮にそういうものを全面的に進めていくということになれば、スピード感からすると、資金的にも政策決定というか、判断的にも民間のお力を連携してお借りすることが非常に有意義なのではないかということで、ここに書かせていただいたところでございます。

○飯島委員長　分かりました。ありがとうございます。

上村多恵子委員、お願いいたします。

○上村多恵子委員　先ほどの事後評価にも関連するのですけれども、ぜひPFIのコンセッシ

ョンとか、いろいろなことを進めてきたことによって、どれほど国と地方の財政に寄与して、どういうメリットが数字の面でもあったのか、いわゆるバリュー・フォー・マネーなど、どのようにメリットを数字で換算していくのかというのは、どこかの委員会でやっていただきたいと思います。

もう一点は、今、御質問のあったカーボンニュートラル、脱炭素におけるPFIの活用というのは、どのように生かせるのかと思うのですけれども、ぜひこれは今後の大きな課題ですので、具体的な事例が出てきたら横に水平展開できるような、あるいは参考になるような形で少し発表というか、お知らせいただけたらいいのではないかと思います。

以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

事務局から補足説明をお願いできればと思います。

○松本審議官　事後評価の点につきましては、これまではマニュアルもなかったこともありまして、バリュー・フォー・マネーはおっしゃるように契約時に出して、それが最終的にどうなったかという評価はない状態でございます。その辺りも含めまして、どのように事後評価をしていくかということで今回マニュアルをつくりましたので、今後整理しながらPFIの効果というもの、バリュー・フォー・マネー以外にも、地域の経済という意味では地域の雇用を出しているという効果もございますし、いろいろなところをどのように進めていくかについて、今回計画部会で目標の設定等を議論するときにその辺りも含めて議論を少しさせていただけたらと思っているところでございます。

脱炭素は、それ以外にもエネルギー関係をやっているPFIもありますので、そういうものも含めながら、このカーボンニュートラルの時代に役立つPFIの事例が積み重なってきた段階でしっかり整理して提供していきたいと思っております。

○飯島委員長　ほかにはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質問等はないようですので、これで本日の議事は全て審議いただきましたけれども、この場で御発言いただけなかったり、追加のコメント等がございましたら、後日、事務局へ御意見、御質問を提出いただければ幸いです。

本日の議論を踏まえた委員会としてのアクションプランの改定案等の取りまとめにつきましては、委員長の私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（画面上で委員一同首肯）

○飯島委員長　それでは、一任していただいたということで、ありがとうございます。

よろしければ、本日の議事はここまでとさせていただければと思います。

事務局から、その他連絡事項等があればよろしくお願いいたします。

○事務局　最後になりますが、事務局より連絡事項をお伝えさせていただきます。アクションプランの改定等の今後の手続につきまして、本日の議論を踏まえまして、委員長に御相談の上、案を修正させていただき、来月開催予定の民間資金等活用事業推進会議にて決定し、公表される見込みでございます。

次回の委員会の時期ですが、今年の秋以降の開催を予定しております。時期が決まりましたら、また日程調整の御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。